



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。  
2006年、小島法律事務所開設。

収したり、不動産を売却によって換価して、債権者に配当するための原資を確保し、債権者が主張する債権額が正しいかどうかを調査した後、配当を行うことで

す。  
破産手続が始まると、担保権を持たない債権者は配当を待つこととなります。配当は債権額に応じて公平に行われますが、公租公課（税金など）は優先的に支払われるため、一般債権に対する配当率が極めて低い場合や、配当が実施できないこともあります。

**Q4**  
破産手続開始を告げる通知が来たら、どのように対処すればよいですか。

**A4**  
まず送付文書の内容を確認しましょう。債権の届出を要請する内容であれば、期限までに債権届出書を作成し、債権の内容が分かる資料（手形や請求書など）と共に裁判所に提出します。これに対して、破産者に財産がほとんど残っておらず、配当の原資が確保できない場合は、配当が実施できない可能性が高いため、

破産手続開始の時点では債権届出を求められません。後日、財産が発見されて、配当が可能となった場合には、改めて通知があります。

**Q5**  
仕入先が破産した場合、買掛金の支払義務はあるでしょうか。

**A5**  
買掛先が破産したからといって、直ちに支払義務が無くなるわけではありません。買掛先から請求があれば、通常どおり支払うこととなります。買掛先で一次的に請求作業が滞ることがありますが、請求書が届かないからといって、買掛金の支払義務が無くなるわけではなく、破産手続が開始した後、破産管財人からの請求を受ければ支払う必要があります。

ただし、破産という事態により買掛先の経理が混乱している可能性もあり、破産管財人からの請求額が必ず正しいとは限りません。仮に、不正確であれば資料を提示するなどして適正額を主張してください。